第14期
定時株主総会招集ご通知

開催日時

2021年6月25日（金曜日）
午前10時（受付開始午前9時30分）

開催場所

東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールD

決議事項

第1号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

議決権行使期限
2021年6月24日（木曜日）午後6時30分まで

目　次

第14期定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 5
事業報告 …… 12
計算書類 …… 32
監査報告書 …… 43

株式会社いつも

証券コード：7694

itsumo.

本総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大状況をご確認の上、健康と安全面から慎重なご判断をお願い申しあげます。
本総会の議決権行使につきましては、同封の議決権行使書をご返送いただくか、インターネットによる方法もございます。

証券コード　7694
2021年６月10日

株　主　各　位

東京都千代田区有楽町１－12－１新有楽町ビル
株　式　会　社　い　つ　も
代表取締役社長　坂　本　　守

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大リスクを避けるため、適切な感染防止策を実施したうえで本株主総会を開催いたしますが、株主の皆様におかれましては、本株主総会へのご来場はお控えいただきますようお願い申しあげます。

議決権行使につきましてはご出席に代えて書面またはインターネットにより行うことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って賛否をご表示いただき、2021年６月24日（木曜日）午後６時30分までにご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　2021年６月25日（金曜日）午前10時（受付開始　午前９時30分）
2. 場　　所　東京都千代田区丸の内三丁目５番１号　東京国際フォーラム　ホールD
3. 目的事項
報告事項　第14期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

（1）代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は１名とさせていただきます。

（2）議決権の不統一行使をされる場合には株主総会の３日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以　上

【株主の皆様へのお願い】

・株主様の健康と安全を第一に考え、健康状態にかかわらず、可能な限り株主総会へのご来場はお控えいただきますようお願い申しあげます。ご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調がすぐれない方は、特に慎重なご判断をお願いいたします。
・株主様の議決権は、書面またはインターネットによっても行使することができますので、ぜひご利用をご検討ください。
・会場では、マスクのご着用や会場にご用意いたします消毒液による手指の消毒にご協力をお願いいたします。
・会場入口にて検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良とお見受けした方には、入場をお控えいただくことがありますので、ご了承ください。
・開催時間の短縮化を図るため、報告事項や議案の詳細な説明は短縮させていただく場合がございます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知をお目通しいただきますようお願い申しあげます。
・株主総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。
・役員及びスタッフはマスクを着用させていただきます。
・役員及びスタッフは当日検温を行い、体調を十分確認のうえ、参加いたします。
・会場内では換気のため出入口の扉を開放させていただく場合がございます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、議事資料としてこの「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://itsumo365.co.jp/ir/）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

なお、議決権の行使には下記の３つの方法がございます。



書面の郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、切手を貼らずにご投函ください。

議決権行使期限：2021年６月24日（木曜日）午後6時30分到着分



インターネットによる議決権行使

パソコン、スマートフォン又は携帯電話等から、下記の議決権行使ウェブサイトにアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使サイト　https://www.web54.net

議決権行使期限：2021年６月24日（木曜日）午後6時30分入力完了分



株主総会へのご出席による議決権行使

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時：2021年６月25日（金曜日）午前10時
（受付開始午前９時30分）

ご注意事項

※郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取扱わせていただきます。

※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

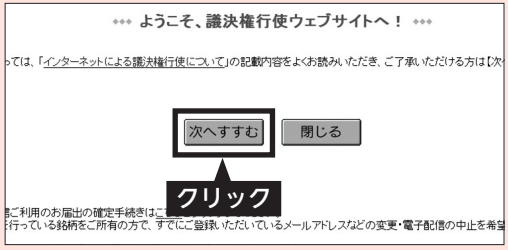
インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使ウェブサイトアドレス
https://www.web54.net

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する上記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

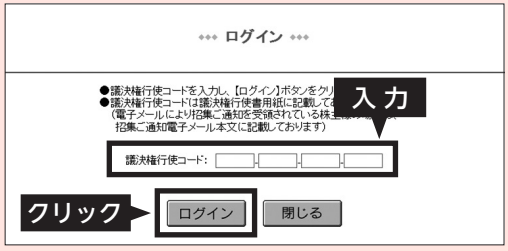
議決権行使期限	2021年6月24日（木曜日） 午後6時30分まで

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスする



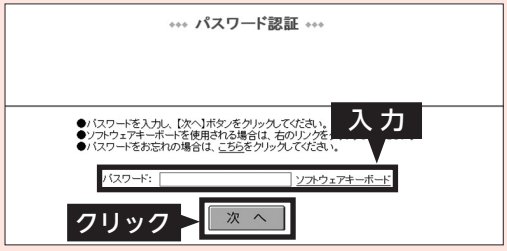
「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された**「議決権行使コード」**を入力し、**「ログイン」**をクリック

3. パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された**「パスワード」**を入力し、**「次へ」**をクリック

以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ
三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート（専用ダイヤル）
0120-652-031
（受付時間 9:00～21:00）

議案及び参考事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の効率化を図るべく、１名減員することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名	当社における地位及び担当
1	再任　坂本（さかもと）　守（まもる）	代表取締役社長
2	再任　望月（もちづき）　智之（ともゆき）	取締役副社長ビジネス本部長
3	再任　杉浦（すぎうら）　通之（みちゆき）	取締役CFOコーポレート本部長
4	再任　五十棲（いそずみ）　剛史（たけし）　独立役員	社外取締役

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	再任 坂本（さかもと）　守（まもる） （1970年10月７日生）	1993年４月　株式会社コムソン社入社 1996年４月　株式会社フジプレアム入社 1999年５月　株式会社船井総合研究所（現株式会社船井総研ホールディングス）入社 2007年２月　当社設立代表取締役社長（現任） 2021年４月　いつもキャピタル株式会社代表取締役（現任）	2,640,000株
	取締役候補者とした理由 坂本守氏は、2007年の創業から当社の発展を牽引するなど経営に関して豊富な経験・実績・知見を有しており、当社の経営の推進と継続的成長のための強いリーダーシップを発揮していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
2	再任 望月（もちづき）　智之（ともゆき） （1977年１月26日生）	1999年４月　株式会社船井総合研究所（現株式会社船井総研ホールディングス）入社 2007年２月　当社設立取締役副社長 2017年３月　ワークトピア株式会社取締役 2020年４月　当社取締役副社長ビジネス本部長（現任） 2021年４月　いつもキャピタル株式会社取締役（現任）	1,360,000株
	取締役候補者とした理由 望月智之氏は、2007年の創業から取締役として、当社の各事業に携わり、幅広い事業経験、豊富な知見を有しており、事業部門の責任者として重要な役割を果たしていることから取締役として適任であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	再任 杉浦 通之（すぎうら みちゆき） （1980年10月28日生）	2003年４月　株式会社日野会計入社 2006年12月　あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社 2010年７月　公認会計士登録 2015年８月　freee株式会社入社 2016年２月　税理士登録 2016年10月　株式会社プレイド入社 2018年４月　株式会社プレイド執行役員 2020年３月　当社入社　執行役員 2020年４月　当社執行役員CFO管理本部長 2020年９月　当社取締役CFO管理本部長 2021年４月　当社取締役CFOコーポレート本部長（現任） いつもキャピタル株式会社取締役（現任）	―株
	取締役候補者とした理由 杉浦通之氏は、公認会計士及び税理士の資格を保有しており、幅広い知識、経験を活かして適切な経営管理とコーポレートガバナンスの実行に重要な役割を果たしていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	再任 社外 独立 五十棲 剛史（いそずみ たけし） （1963年11月23日生）	1987年４月 株式会社西武百貨店（現株式会社そごう・西武）入社 1990年１月 株式会社日本エル・シー・エー入社 1994年５月 株式会社船井総合研究所（現株式会社船井総研ホールディングス）入社 2003年３月 株式会社船井総合研究所（現株式会社船井総研ホールディングス）執行役員 2007年３月 株式会社船井総合研究所（現株式会社船井総研ホールディングス）取締役執行役員 2010年３月 株式会社船井総合研究所（現株式会社船井総研ホールディングス）取締役常務執行役員 2014年７月 株式会社船井総合研究所取締役常務執行役員 2016年１月 株式会社船井総研ホールディングス取締役常務執行役員 2018年３月 株式会社iOffice設立代表取締役（現任） 株式会社シンカ取締役（現任） 2018年４月 株式会社DATAKIT取締役（現任） 株式会社ONPA JAPAN取締役（現任） 2018年５月 株式会社タクセル（現Marketing-Robotics株式会社）取締役 2018年７月 当社取締役（現任） 2018年９月 BaseLayer株式会社取締役 2019年４月 リネシス株式会社取締役 2020年４月 株式会社デジタルシフト取締役副社長（現任） booost technologies株式会社取締役（現任）	一株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 五十棲剛史氏は、上場会社での取締役としての経験があり、株式会社iOfficeの代表取締役を務められ、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、専門的な視点から当社への助言や業務執行に対する適切な監督をいただいております。当社は、同氏のこのような豊富な経験・見識及びそれに基づく助言・監督が、当社事業計画及び成長戦略の実現、並びに当社の株主価値・企業価値向上のために必要であると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。		

（注）1．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．当社は五十棲剛史氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
3．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各候補者が取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
4．五十棲剛史氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は五十棲剛史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5．五十棲剛史氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本定時株主総会終結の時をもって、２年11か月となります。
6．五十棲剛史氏は過去に当社または当社の子会社の業務執行者または役員であったことはありません。
7．五十棲剛史氏は当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
8．五十棲剛史氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
9．五十棲剛史氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。
10．五十棲剛史氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
11．坂本守氏の所有する当社の株式の数は、同氏の資産管理会社である株式会社つづくが所有する株式数を含めて表示しております。
12．望月智之氏の所有する当社の株式の数は、同氏の資産管理会社である株式会社望月智之事務所が所有する株式数を含めて表示しております。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2020年６月26日開催の定時株主総会において、年額200,000千円以内とご承認いただいております。今般、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額40,000千円（うち社外取締役分は年額10,000千円）以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は５名（うち、社外取締役は１名）ですが、第１号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は４名（うち、社外取締役は１名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年12,000株（うち社外取締役分は年3,000株）以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1)対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会の定める地位を喪失する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2)対象取締役が、当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)の地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除

き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
(3)当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役、その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
(4)当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
(5)上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
(6)上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
(7)本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は2021年２月12日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針を定めておりますが、本議案に基づく取締役に対する本譲渡制限株式の付与は当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、上記のとおり、本譲渡制限付株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

また、本議案に関しては、監査等委員会から、監査等委員以外の取締役の報酬等について、会社法の規定に基づき指摘すべき事項はないとの意見表明を受けております。

（ご参考）

当社は、本議案が本株主総会において承認可決されることを条件に、当社の従業員に対し、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以　上

1. 会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当事業年度（自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）におけるわが国経済は、世界的に蔓延している新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、依然として厳しい状況にあります。緊急事態宣言解除後の経済活動再開やGoToトラベル等の経済対策による押し上げ効果があったものの、同感染症の再流行に伴い、景気の回復ペースは鈍化した状況が続いております。

当社の事業を取り巻く環境は、ネット上での販売商品の多様化、市場参加者の増加、物流事業者による配達時間の大幅な短縮化、スマートフォンの普及、SNSによる情報流通量の増加等を背景に、EC物販市場（以下、EC市場という）は引き続き順調な拡大が見込まれております。株式会社富士経済が公表した「通販・e-コマースビジネスの実態と今後2021」によれば、2014年のEC市場の規模は6.1兆円、そのうち仮想ショッピングモール（以下、ECプラットフォーム市場という）の規模は3.1兆円と、EC市場規模の51.5％だったのに対し、2020年のEC市場の規模11.9兆円のうち、ECプラットフォーム市場は8.7兆円と、EC市場全体の73.6％を占めるようになっています。2015年を境に、その後のEC市場規模の成長は、ECプラットフォーム市場が牽引しており、2021年の見込みでもECプラットフォーム市場は10.6兆円（対前年比121.3％）を見込んでおり、今後もECプラットフォーム市場がEC市場の拡大を牽引していくと考えられます。

このような経営環境の中、当社が行っておりますEC支援事業に対しては引き続き高いニーズをいただいております。ECマーケットプレイスサービスにおきましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から消費動向もオンライン化へとシフトしたことが追い風になり、堅調に推移しました。また、前事業年度までは既存の取扱いブランドの成長に注力しておりましたが、当事業年度からは、新規ブランド獲得に向けた戦略を開始し、既存の取扱いブランドの他プラットフォームへの出店を含めたサイト数の増加を図り、新規のブランド獲得につながりました。

ECマーケティングサービスにおきましても、EC事業に注力される企業から当社サービスへのニーズは高く、既存取引先の他プラットフォームへの出店支援、売上連動の成果報酬型の契約獲得などによる平均単価の上昇や、新規取引先の獲得等につながりました。更に、カスタマーサポートサービスの充実に取り組み、既存取引先との契約継続率についても向上する結果となりました。ECマーケティングサービスの契約継続に伴うストック売上は順調に推移し、ECマーケティングサービス売上高に占めるストック売上高比率は、当事業年度で89.3％となりました。

これらの結果、ECマーケットプレイスサービスの売上高は7,004,998千円（前年比80.4％増）、ECマーケティングサービスの売上高は1,792,171千円（前年比30.0％増）となり、当事業年度の売上高は8,797,169千円（前年比67.2％増）、営業利益は526,435千円（前年比209.7％増）、経常利益は547,856千円（前年比176.5％増）、当期純利益は419,757千円（前年比191.7％増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施した設備投資等の総額は24,245千円（無形固定資産を含む）であり、その主なものは、人員増加に伴うPCの購入と、社内環境整備による社内システム導入のためとなります。なお、これらの所要資金は、主に自己資金で賄っております。

(3) 資金調達の状況

当社は、2020年12月21日をもって東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額1,430,968千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

① 提供サービスの強化

当社は、EC運営事業者に対して、事業戦略立案からショップの構築・運営、そして物流・配送までをワンストップで提供する「ECワンプラットフォーム構想」の実現を目指しております。ワンストップで支援することにより独自に積み上げてきたノウハウで、EC運営事業者への新規サービス提供を増やすだけでなく、サービスの契約継続にも活用してまいります。また、ビッグデータ解析技術の向上により、市場シェアや広告出稿などのデータの活用を行い、当社サービスの更なる質の向上を図ってまいります。

② 優秀な人材の獲得及び育成

当社のサービスの提供には、優秀な人材確保が必要不可欠であります。当社はAmazon、楽天市場、Yahoo！ショッピング、自社ECサイトや海外モールなど様々なプラットフォーム向けのサービスを提供しております。そのため、EC運営に関する知識や経験のある人材の採用を推進するだけでなく、従前より未経験者を採用し育成に努めておりますが、社内研修やOJTを通じて当社のノウハウを身につけることができる育成体制の強化に取り組んでまいります。

③ 内部管理体制の強化

当社は、現在成長途上にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。

そのため、管理部門業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、関連法令に関する研修や定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化を行い、コーポレート・ガバナンス機能の充実等を図ってまいります。

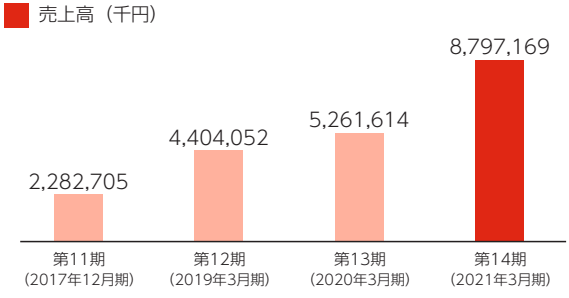
④ グローバル展開

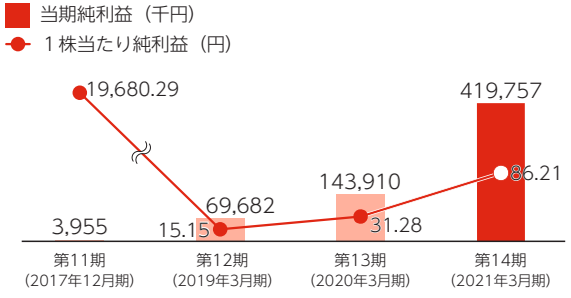
当社は現在、ロシア、東南アジア向けに越境EC支援業務を実施しております。日本で培ったECマーケティング、運用、物流のノウハウを土台として、日系メーカー企業のグローバル展開をサポートし、当社自身もグローバル市場での経験を重ねて、各地域にあったサポート体制の拡充を図ってまいります。

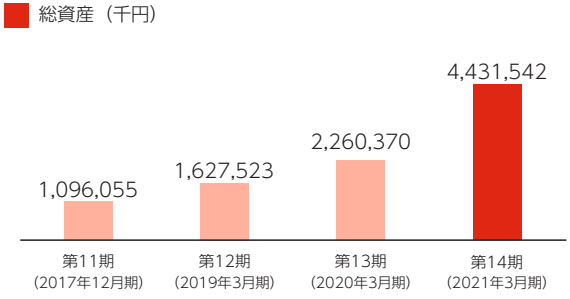
(5) 財産及び損益の状況の推移

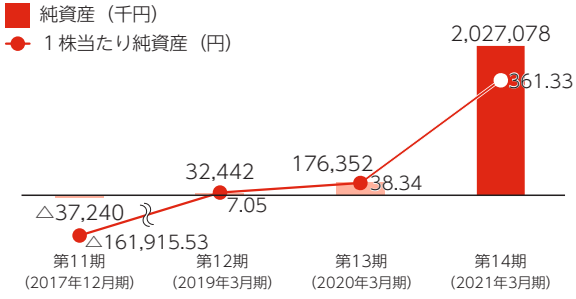
区　　分	2017年12月期 第11期	2019年３月期 第12期	2020年３月期 第13期	2021年３月期 (当期) 第14期
売上高	2,282,705 千円	4,404,052 千円	5,261,614 千円	8,797,169 千円
経常利益	21,351 千円	80,677 千円	198,165 千円	547,856 千円
当期純利益	3,955 千円	69,682 千円	143,910 千円	419,757 千円
１株当たり当期純利益	19,680.29 円	15.15 円	31.28 円	86.21 円
総資産	1,096,055 千円	1,627,523 千円	2,260,370 千円	4,431,542 千円
純資産	△37,240 千円	32,442 千円	176,352 千円	2,027,078 千円
１株当たり純資産	△161,915.53 円	7.05 円	38.34 円	361.33 円

(注) １．第12期につきましては、事業年度の変更に伴い、2018年１月１日から2019年３月31日までの15カ月間となっております。
２．当社は、2019年８月９日付で普通株式１株につき1,000株、2020年９月４日付で普通株式１株につき20株の割合で株式分割を行っております。2019年３月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産及び１株当たり当期純利益を算定しております。









(6) 重要な親会社及び子会社の状況（2021年３月31日現在）

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況
当社子会社については、当企業集団の財政状態及び経営成績の状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして記載を省略しております。

③ 特定完全子会社に関する事項
該当事項はありません。

④ その他
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

当社の主要な事業はEC全般に関する支援事業であり、国内外企業のEC事業の立ち上げからフルフィルメントまで総合アウトソースをワンストップで提供し、売上・利益の拡大を支援しております。

サービス	主要サービス内容
ECマーケットプレイスサービス	ブランドメーカーから商品を仕入れ、当社委託先倉庫で保管し、国内、海外の最適なプラットフォームを横断して販売・配送
ECマーケティングサービス	EC事業者の抱える事業課題に対して、国内の複数のプラットフォームにおける、マーケティング、コンサルティング、デザイン、サイト運営、カスタマーサービス、物流等のEC業務をサポート

(8) 主要な事業所（2021年３月31日現在）

名称	所在地
本社	東京都千代田区

(9) 従業員の状況（2021年３月31日現在）

従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
175名（36名）	28名増　（１名増）	30.85歳	2.76年

（注）１．従業員数は就業員数であり、パート社員は、（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．従業員が前期末に比較して増加した主な理由は業容の拡大によるものであります。

(10) 主要な借入先（2021年３月31日現在）

借　　入　　先	借　　入　　額
株式会社みずほ銀行	273,015 千円
株式会社りそな銀行	254,800 千円
株式会社商工組合中央金庫	220,816 千円
株式会社横浜銀行	77,348 千円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	70,032 千円
株式会社きらぼし銀行	20,000 千円
株式会社東日本銀行	4,964 千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2020年６月26日開催の第13期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

また、当社は、2020年12月21日に東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場いたしました。これに伴う増資により、資本金は726,984千円となりました。

当社のこれまでの支援実績に基づき蓄積された各種データを基に、売上向上のためのノウハウや経験等の事業基盤を活かし、投資先企業の企業価値向上と、それによるリターン獲得、及び投資先企業とのシナジー創出を行うため、国内外におけるEC関連企業、D2Cを行う企業、その周辺事業への投資事業を事業内容とする子会社（いつもキャピタル株式会社、当社出資比率 100%）を新たに設立することを決議いたしました。設立は2021年４月９日となります。

2. 会社の株式に関する事項（2021年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数 18,400,000株

（2）発行済株式の総数 5,610,000株

（3）株主数 2,566名

（4）大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社つづく	2,400,000 株	42.78 %
株式会社望月智之事務所	1,200,000 株	21.39 %
坂本　守	240,000 株	4.28 %
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS−MARGIN（CASHPB）	170,700 株	3.04 %
望月　智之	160,000 株	2.85 %
株式会社ＳＢＩ証券	86,900 株	1.55 %
丸谷　和徳	70,000 株	1.25 %
楽天証券株式会社	68,600 株	1.22 %
MSIP CLIENT SECURITIES	65,200 株	1.16 %
野村信託銀行株式会社（投信口）	39,200 株	0.70 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	39,200 株	0.70 %

（注）１．株式会社つづくは当社代表取締役である坂本守が株式を保有する資産管理会社であります。
２．株式会社望月智之事務所は当社取締役である望月智之が株式を保有する資産管理会社であります。

（5）その他株式に関する重要な事項

① 2020年９月４日付で１株に対し20株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数が4,370,000株増加しております。

② 2020年12月18日を払込期日とする公募による新株式の発行により、発行済株式の総数が800,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ、566,720千円増加しております。

③ 2021年１月20日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数が210,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ、148,764千円増加しております。

④ 発行可能株式総数
2020年８月14日開催の取締役会決議により、2020年９月４日付で当社普通株式１株につき20株の割合で株式分割を行い、併せて発行可能株式総数を増加させ、分割後の発行可能株式総数は、8,400,000株増加し、18,400,000株となっております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

（1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第１回新株予約権	第３回新株予約権
発行決議日		2019年９月24日	2020年４月１日
新株予約権の数		12,260個	7,960個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　245,200株 （新株予約権１個につき20株）	普通株式　159,200株 （新株予約権１個につき20株）
新株予約権の払込金額		１株につき41円	１株につき41円
権利行使期間		2021年９月25日から 2029年９月24日まで	2022年４月２日から 2030年４月１日まで
行使の条件		（注）２	（注）２
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数（注）３　800個 目的となる株式数　16,000株 保有者数　１名	新株予約権の数（注）３　1,600個 目的となる株式数　32,000株 保有者数　２名
	社外取締役	新株予約権の数　150個 目的となる株式数　3,000株 保有者数　１名	新株予約権の数　100個 目的となる株式数　2,000株 保有者数　１名
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数　240個 目的となる株式数　4,800株 保有者数　２名	新株予約権の数　510個 目的となる株式数　10,200株 保有者数　３名

（注）１．2020年８月14日開催の取締役会決議により、2020年９月４日付で１株を20株とする株式分割を行っております。上記「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の払込金額」は、株式分割後の数値を記載しております。

２．行使の条件は以下のとおりです。

ⅰ 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を含む。）、監査役または従業員のうち正社員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由が存すると取締役会が認めた場合に限り権利行使をなしうるものとする。

ⅱ 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

ⅲ その他の条件については、第１回新株予約権については2019年９月24日開催の当社臨時株主総会及び2019年９月24日開催の取締役会決議に基づき、第３回新株予約権については2019年９月24日及び2020年４月１日開催の当社臨時株主総会、及び2020年４月１日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3．取締役（社外取締役を除く）が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものを含んでおります。

4．取締役（監査等委員）が保有している新株予約権は、監査等委員会設置会社へ移行前の監査役時に付与されたものであります。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

		第３回新株予約権
発行決議日		2020年４月１日
新株予約権の数		7,960個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　159,200株 （新株予約権１個につき20株）
新株予約権の払込金額		１株につき41円
権利行使期間		2022年４月２日から 2030年４月１日まで
行使の条件		（注）２
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数（注）３　5,750個 目的となる株式数　115,000株 交付者数　146名

（注）１．2020年８月14日開催の取締役会決議により、2020年９月４日付で１株を20株とする株式分割を行っております。上記「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の払込金額」は、株式分割後の数値を記載しております。

２．行使の条件は以下のとおりです。

ⅰ 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を含む。）、監査役または従業員のうち正社員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由が存すると取締役会が認めた場合に限り権利行使をなしうるものとする。

ⅱ 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

ⅲ その他の条件については、2019年９月24日及び2020年４月１日開催の当社臨時株主総会、及び2020年４月１日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3．上記のうち、340個（6,800株）は退職により2020年８月14日及び2021年１月15日開催の取締役会において、当社発行の第３回新株予約権の消却について決議しております。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社第１回新株予約権は、当社と各新株予約権者が締結している「新株予約権割当契約」の規定に基づき、2020年４月１日、2020年８月14日及び2021年１月15日の取締役会決議により、合計690個分の新株予約権を消却しています。

当社第２回新株予約権は、当社と各新株予約権者が締結している「新株予約権割当契約」の規定に基づき、2020年４月１日の取締役会決議により、120個分の新株予約権を消却しています。

当社第３回新株予約権は、当社と各新株予約権者が締結している「新株予約権割当契約」の規定に基づき、2020年８月14日及び2021年１月15日の取締役会決議により、合計340個分の新株予約権を消却しています。

4. 会社役員に関する事項

（1）取締役の氏名等（2021年３月31日現在）

氏　　名	地　　位	担当及び重要な兼職の状況
坂　本　　守	代表取締役社長	
望　月　智　之	取締役副社長	ビジネス本部長
関　　豊	取　　締　　役	アカウント本部長
杉　浦　通　之	取　締　役　CFO	管理本部長
五十棲　剛　史	取　　締　　役	株式会社iOffice代表取締役 株式会社シンカ社外取締役 株式会社DATAKIT社外取締役 株式会社ONPA JAPAN社外取締役 株式会社デジタルシフト取締役 boost technologies株式会社社外取締役
有　本　康　隆	取　　締　　役 （常勤監査等委員）	
佐　藤　義　幸	取　　締　　役 （監査等委員）	TMI総合法律事務所パートナー 株式会社エンゼルグループ社外取締役
上　山　　亨	取　　締　　役 （監査等委員）	カケルパートナーズ合同会社代表社員 HEROZ株式会社取締役（監査等委員） ビープラッツ株式会社社外取締役 株式会社クラウドワークス社外取締役

（注）１．取締役五十棲剛史、取締役（監査等委員）有本康隆、佐藤義幸及び上山亨は、社外取締役であります。
２．当社は監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、有本康隆氏を常勤の監査等委員に選定しております。
３．2020年９月３日開催の臨時株主総会において、杉浦通之氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
４．当社は、取締役五十棲剛史、取締役（監査等委員）有本康隆、佐藤義幸及び上山亨を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．取締役（監査等委員）上山亨は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6．取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

役　名	氏　名	職　名
執　行　役　員	高　木　　修	ビジネス本部デジタルソリューショングループ グループマネージャー
執　行　役　員	本　多　正　史	ビジネス本部フルフィルメントグループ グループマネージャー
執　行　役　員	立　川　哲　夫	ビジネス本部マーケティング・研修グループ グループマネージャー
執　行　役　員	義　家　聖太郎	ビジネス本部HR・採用支援グループ グループマネージャー

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

①　取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は次のとおりであります。

＜役員報酬の基本方針＞

・当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであること
・株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めるものであること
・報酬の決定プロセスは透明性・客観性の高いものであること

＜報酬構成＞

・取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬にて構成する

＜基本報酬＞

・報酬の水準は、当社の経営環境及び外部のデータベース等による同業他社や同規模の主要企業を調査・分析したうえで、上記役員報酬の基本方針に基づき、設定する

また、決定方針は取締役会にて審議の上、決定しております。

監査等委員である取締役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は2020年６月26日開催の第13期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しており、報酬に関する決議の内容は下記のとおりであります。

監査等委員会設置会社移行前の取締役の金銭報酬の額は、2018年７月23日開催の当社臨時株主総会において年総額200,000千円以内（報酬には使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない。）、2019年９月24日開催の臨時株主総会において上記200,000千円とは別枠としてストック・オプションとしての新株予約権2,300個以内と決議いただいておりました。取締役の員数は、2018年７月23日開催の株主総会終結時点で３名（うち社外取締役は１名）、2019年９月24日開催の株主総会終結時点で３名（うち社外取締役は１名）であります。また、監査役の金銭報酬の額は、2018年７月23日開催の当社臨時株主総会において年総額30,000千円以内、2019年９月24日開催の臨時株主総会において上記30,000千円とは別枠としてストック・オプションとしての新株予約権400個以内、2020年４月１日開催の臨時株主総会において2019年９月24日開催の臨時株主総会の新株予約権個数に追加して510個以内と決議いただいておりました。監査役の員数は、2018年７月23日開催の株主総会終結時点で１名（うち社外監査役は１名）、2019年９月24日開催の臨時株主総会終結時点で２名（うち社外監査役は２名）、2020年４月１日開催の臨時株主総会終結時点で３名（うち社外監査役は３名）であります。

監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2020年６月26日開催の第13期定時株主総会において年額200,000千円以内（報酬には使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は４名（うち社外取締役は１名）であります。また、監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2020年６月26日開催の第13期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員の員数は３名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長坂本守が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は取締役会にて決定された方針に従い代表取締役社長坂本守が個人別の報酬額の案を提示し、社外役員と審議した上で決定しております。これらの権限を委任した理由は取締役会とは別の会議体を設けずに取締役会にて検討を行ったためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう取締役会において決定方針のとおり、他社の報酬水準をもとに当社のモデル水準について議論を行う等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④　取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 （監査等委員であるものを除く） （うち社外取締役）	105,550 (4,350)	105,550 (4,350)	—	—	5 (1)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	11,025 (11,025)	11,025 (11,025)	—	—	3 (3)
監査役 （うち社外監査役）	3,675 (3,675)	3,675 (3,675)	—	—	3 (3)

（注）１．当社は2020年６月26日開催の第13期定時株主総会において監査等委員会設置会社へ移行しております。
２．監査役の報酬等の額には、2020年６月26日開催の第12期定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役３名の在任中の報酬等の額が含まれております。退任監査役３名につきましては、同株主総会の終結の時をもって監査役を退任した後、新たに監査等委員に就任したため、支給額と員数については、監査役在任期間分は監査役に、監査等委員在任期間分は取締役（監査等委員）に含めて記載しております。

⑤　業績連動報酬に関する事項
該当事項はありません。

⑥　非金銭報酬の内容
取締役が業績向上への意欲と士気を一層高めること等を目的として取締役に対し新株予約権を交付しております。
当該株式報酬の内容及びその交付状況は「会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりでありますが、当事業年度において権利行使期間に至っていないため、上記「取締役及び監査役の報酬等の総額等」に金額は記載しておりません。

（4）社外役員に関する事項

①　重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
社外取締役五十棲剛史氏、社外取締役佐藤義幸氏及び社外取締役上山亨氏の兼職先と当社との間には特別な利害関係はありません。

②　主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

（ア）取締役会及び監査等委員会への出席状況及び発言状況

区　分	氏　名	活　動　状　況
取　締　役	五十棲　剛　史	当事業年度開催の取締役会には、18回中18回に出席し、議案審議につき、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見から発言を行っております。
取　締　役 (監査等委員)	有　本　康　隆	当事業年度開催の取締役会には、18回中18回に出席し、議案審議につき、長年にわたる内部監査及び監査役の経験からコーポレート・ガバナンスに関する豊富な知識と経験に基づく発言を行っております。 また、監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役連絡会３回のうち３回に出席、監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会には、10回中10回に出席しております。
取　締　役 (監査等委員)	佐　藤　義　幸	当事業年度開催の取締役会には、18回中18回に出席し、議案審議につき、弁護士としての企業法務に関する専門的知見及び豊富な経験と幅広い見識から発言を行っております。 また、監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役連絡会３回のうち３回に出席、監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会には、10回中10回に出席しております。
取　締　役 (監査等委員)	上　山　　亨	当事業年度開催の取締役会には、18回中18回に出席し、議案審議につき、 長年にわたる証券会社での豊富な経験に基づく、財務及び会計に関する知見から発言を行っております。 また、監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役連絡会３回のうち３回に出席、監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会には、10回中10回に出席しております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会があったものとみなす書面決議が１回ありました。

（イ）取締役の意見により変更された事業方針

重要な該当事項はありません。

（ウ）当社の不祥事等に関する対応の概要

重要な事実に該当する事項はありません。

（エ）社外取締役が果たすことがされる役割に対して行った職務の概要

五十棲剛史氏は、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会やその他の会議にて、事業戦略における助言をいただいております。

有本康隆氏は、リスク・コンプライアンス委員会及びその他の社内の重要な会議に出席し、業務執行に係る情報を入手した上で、適宜意見を述べております。また社内

の業務執行者から独立した内部通報の窓口を務めております。
　佐藤義幸氏は、弁護士としての企業法務に関する専門的知見に基づき、独立的・客観的な立場から業務執行の監督を行っております。
　上山亨氏は、財務及び会計に関する知見に基づき、経営戦略・計画の策定への関与をいただく中で、株主やその他ステークホルダーを意識した意見を述べております。

5. 会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

（2）報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,800千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．会計監査人の報酬等について監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手、報告を受け、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行った結果、これらについて適正であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第１項の同意を行っております。

（3）非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

（4）会計監査人の解任または不再任の決定方針

会社法第340条第１項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。
　また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、または会計監査人を交代することで当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

（1）業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。なお、当社は2020年６月26日付で監査等委員会設置会社へ移行したことから、内部統制システム構築の基本方針を改定しております。改定後の決議の内容の概要は以下の通りです。

(業務の適正を確保するための体制)

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当会社は、法令・社内規則の遵守及び企業倫理を定めた「行動規範」及び重要な社内方針・規則を、社内の情報ネットワークを通じて当会社の取締役と使用人へ継続的に周知し、必要に応じて啓発活動や研修を行う。

また、当会社は、法令や社内規則違反の予防／発見のため、通常の指揮命令系統から独立した内部通報制度を構築・維持している。その運営状況については、取締役または使用人が定期的に監査等委員会及びコンプライアンス担当部署へ報告する。当会社のコンプライアンス担当部署は、上記の活動に加え、コンプライアンスを確保する体制を活用し、以下の仕組みによる当会社のコンプライアンス体制の維持などを通じて、コンプライアンス活動を継続的に推進する。

ａ）「決裁権限表」で定める権限を超えた権限行使の抑止、内部統制手続きの維持向上活動とモニタリング

ｂ）不正行為に関する役員への報告の義務化

ｃ）コンプライアンスに関する事項の周知徹底、啓発、導入、報告についてのコンプライアンス担当部署による監督の仕組み

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適切に保存及び管理を行う。

また、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク・コンプライアンス委員会を設置し、定期的にビジネスリスクを検討・評価し、損失のリスクの管理のため必要な体制（リスクの発見・情報伝達・評価・対応の仕組み等）の整備・運用を行う。管理部門管掌役員は、コンプライアンス、内部監査、その他関連部門による活動を通じて、かかるリスク管理体制の整備・運用を横断的に推進する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例取締役会を毎月１回原則として全取締役出席のもとに開催し、取締役会規程及び関係法令に定められた重要な意思決定を行う。年次事業計画、中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役会において目標達成をレビューし、結果をフィードバックすることにより業務の効率性を確保する。

⑤　監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項及びその独立性に関する事項

監査等委員会がその職務執行を補佐する取締役又は使用人を求めた場合は、これを設置できる。この者は、監査等委員会の指示のもと、自ら、あるいは関連部門と連携して、監査の対象となる事項の調査・分析・報告を行うとともに、必要に応じて監査等委員会を補佐して実査・往査を行う。

また、監査等委員会が職務執行を補佐する使用人を求めた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員会が協議の上、当会社の使用人から選任する。またこの者の業績評価は監査等委員会がこれを行う。なお、この者は監査等委員である取締役の職務執行の補助に関し、監査等委員会の監督にのみ服し、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けない。当該使用人は当会社の業務の執行にかかわる役職を兼務しない。

⑥　取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、以下に定めることにつき定期的に監査等委員会に報告する。報告担当者は、監査等委員に対し、取締役会その他重要な会議体への出席を要請し、当該会議体の議事録配信や決裁書類の開示等を行う。また、監査等委員会の求めに応じて必要な情報提供、説明を行う。

・当会社の内部統制に関わる部署（内部監査、経理・財務、コンプライアンスその他）の活動報告概要
・重要な会計方針・会計基準及びその変更（変更前に報告）
・経理、財務関連資料
・内部通報制度の運用報告及び受領した通報内容の報告
・会計監査人の当会社を担当する監査パートナーの交代
・取締役は、当会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監査等委員会に報告する。

上記報告事項に加え、当社の社長及び経理・財務を担当する責任者は、以下の事項を監査等委員会へ報告する。また、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。

ａ）当会社の財務情報を記録・処理・要約・報告する能力に悪影響を与える合理的可能性

のある、財務報告に係る内部統制の設計及び運用における重要な不備もしくは欠陥。
b）重大であるか否かを問わず、当社の財務報告に係る内部統制において重要な役割を果たすマネジメントもしくは従業員による不正行為。

⑦　監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
　監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかにこれに応じることとする。

⑧　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
・監査等委員会は、当社の内部統制システムの有効性について、内部監査を担当するものと連携を図る。
・監査等委員会は、会計監査人を監視するとともに、会計監査人の監査計画、報酬、非監査業務、及び会計監査人とも連携を図り、適切な意思疎通を行う。
・監査等委員会の職務の執行において必要な場合、監査等委員会は当会社の内部監査を担当するもの、その他の部署に所属する使用人と協力してこれを行うことができる。
・監査関連に必要な費用は要請に基づき支払う。

⑨　反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制
　当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、組織全体として毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持たないことを基本方針としている。上記基本方針のもと、「反社会的勢力への対応に関する規程」を制定し、有事の際の対応を定める。

⑩　財務報告の信頼性を確保するための体制
　財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性の評価、報告する体制を整備し運用する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

当社は、2020年６月26日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定ならびに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下の通りであります。

① コンプライアンス等

リスク・コンプライアンス委員会を四半期毎に１回開催しビジネスリスクに関するモニタリング状況の共有、ミスやクレームの報告をしております。リスク・コンプライアンス委員会には常勤監査等委員も出席し、リスク・コンプライアンスに関する情報共有、課題事項への対応等についての共有を行いました。コンプライアンス研修として、景品表示法と不正競争防止法を中心とした研修を実施し、コンプライアンス対応の制度とコンプライアンス意識の向上に努めました。また、法令及び社内規則の逸脱に関する相談や内部通報を受け付ける「内部通報窓口」を設置しており、内部通報制度に関する研修を全社員を対象に実施し、周知しました。

② 内部監査

代表取締役の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・定款・社内規程等の遵守状況について、内部監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び常勤監査等委員に報告いたしました。

③ 監査等委員会の独立性について

当社は、会社規模を考慮して監査等委員である取締役の業務を補佐する従業員は設けておりません。監査等委員である取締役自らが、監査計画や監査等委員会議事録作成などの業務を実施することにより監査業務の独立性の確保を図っております。

④ 法令順守及び取締役の職務執行について

定例取締役会を毎月１回開催し、ここでは事業計画の実現に係る重要な業務に関する意思決定及び業務執行状況の報告を行っております。また、急を要する協議や承認が必要な場合には、臨時の取締役会を開催できる体制をとっております。また、社内取締役と執行役員で構成する経営会議を原則月２回開催し、重要な経営課題の対応方針の決定、取締役会議案の審議、社長決裁の事前審議などを行っております。この経営会議には常勤監査等委員が出席しております。

また、社長及び副社長は、常勤監査等委員である取締役と、重要な経営課題やコンプライアンスに係る意見交換及び情報共有の会議を毎月１回開催しております。また、常勤監

査等委員である取締役が必要と認識した場合は、何れの会議にも参加することが可能となっており、監査等委員である取締役が、これらの会議体を通じて、業務執行に係る法令・定款に違反する行為・決定の有無をモニタリング可能とする体制を構築しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当につきましては、内部留保とのバランスを考慮して適切に配当の実施をしていくことを基本方針としております。しかしながら、現在当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

このことから創業以来配当は実施しておらず、現時点において配当の実施及びその時期等については未定でありますが、将来的には、財政状態、経営成績、事業計画等を勘案し、安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

(注)　本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表（2021年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**4,089,002**	**流動負債**	**1,711,151**
現金及び預金	2,828,842	買掛金	789,124
売掛金	641,160	１年内返済予定の長期借入金	227,812
商品	489,476	未払金	160,243
仕掛品	7,525	未払費用	99,104
貯蔵品	6,215	未払法人税等	190,296
前払費用	55,144	前受金	87,170
その他	65,737	預り金	6,978
貸倒引当金	△5,100	賞与引当金	71,680
固定資産	**342,539**	その他	78,740
有形固定資産	**58,607**	**固定負債**	**693,312**
建物	34,307	長期借入金	693,163
工具、器具及び備品	24,300	その他	148
無形固定資産	**74,798**	**負債合計**	**2,404,463**
ソフトウエア	74,798	（純資産の部）	
投資その他の資産	**209,132**	**株主資本**	**2,027,078**
長期前払費用	9,819	**資本金**	**726,984**
破産更生債権等	485	**資本剰余金**	**715,484**
繰延税金資産	110,631	資本準備金	715,484
敷金及び保証金	88,681	**利益剰余金**	**584,610**
その他	0	その他利益剰余金	584,610
貸倒引当金	△485	繰越利益剰余金	584,610
		純資産合計	**2,027,078**
資産合計	**4,431,542**	**負債・純資産合計**	**4,431,542**

損益計算書（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**8,797,169**
売上原価		**6,676,513**
売上総利益		**2,120,655**
販売費及び一般管理費		**1,594,220**
営業利益		**526,435**
営業外収益		
受取利息	19	
為替差益	799	
助成金収入	12,689	
補助金収入	35,322	
その他	1,700	50,531
営業外費用		
株式公開費用	19,488	
支払利息	6,166	
固定資産除却損	3,427	
その他	28	29,110
経常利益		**547,856**
特別利益		
保険返戻金	24,353	24,353
税引前当期純利益		**572,209**
法人税、住民税及び事業税	200,464	
法人税等調整額	△48,011	152,452
当期純利益		**419,757**

株主資本等変動計算書（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	11,500	－	－	164,852	164,852	176,352	176,352
当期変動額							
新株の発行	715,484	715,484	715,484	－	－	1,430,968	1,430,968
当期純利益	－	－	－	419,757	419,757	419,757	419,757
当期変動額合計	715,484	715,484	715,484	419,757	419,757	1,850,725	1,850,725
当期末残高	726,984	715,484	715,484	584,610	584,610	2,027,078	2,027,078

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの……移動平均法による原価法

（2）たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品 …… 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産……定率法

ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８～50年
工具、器具及び備品	３～10年

（2）無形固定資産……定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理……消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

1. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年３月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額　　110,631千円

(2) その他の情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

これらの見積りは将来の不確実な経済状況および会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　36,527千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式（株）	230,000	5,380,000	－	5,610,000

(注１) 当社は2020年９月４日付で普通株式１株につき20株の割合で株式分割を行っております。

(注２) 普通株式の株式数の増加5,380,000株は、株式分割により4,370,000株、新規上場に伴う公募増資により800,000株、オーバーアロットメントによる第三者割当増資により210,000株増加したものであります。

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項
該当事項はありません。

4. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び負債の主な発生原因別の内訳

（繰延税金資産）	
未払費用概算計上額	62,489千円
賞与引当金	21,948千円
未払事業税	13,246千円
一括償却資産	7,406千円
未払社会保険料	3,292千円
投資有価証券評価損	1,515千円
その他	2,642千円
繰延税金資産小計	112,541千円
評価性引当額	△1,664千円
繰延税金資産合計	110,877千円
（繰延税金負債）	
未収事業税	△245千円
繰延税金負債合計	△245千円
繰延税金資産の純額	110,631千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に不動産賃貸借契約に基づく敷金及び取引先との契約に基づく営業保証金であり、貸主及び取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金・未払金・未払費用・未払法人税等は、１年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

借入金のうち変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年３月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,828,842	2,828,842	－
(2) 売掛金	641,160	641,160	－
(3) 破産更生債権等	485		
貸倒引当金　※１	△485		
	－	－	－
資産計	3,470,003	3,470,003	－
(1) 買掛金	789,124	789,124	－
(2) 未払金	160,243	160,243	－
(3) 未払費用	99,104	99,104	－
(4) 未払法人税等	190,296	190,296	－
(5) 長期借入金　※２	920,975	919,748	△1,227
負債計	2,159,744	2,158,517	△1,227

（※１）破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
（※２）１年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金（2）売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 破産更生債権等

回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債
（1）買掛金（2）未払金（3）未払費用（4）未払法人税等
これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
（5）長期借入金
時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
敷金及び保証金	88,681

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,828,842	－	－	－
売掛金	641,160	－	－	－
合計	3,470,003	－	－	－

（注４）長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金	227,812	208,866	164,076	137,888	106,910	75,423

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	361円　33銭
１株当たり当期純利益　※１	86円　21銭

（※１）当社は、2020年９月４日付で株式１株につき20株の株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

(子会社の設立)

当社は、2021年３月30日開催の取締役会決議に基づき、2021年４月９日付で子会社を設立いたしました。

１．子会社設立の目的

当社は、「日本の未来をECでつくる」をミッションに、中小企業から大手企業に至るまで幅広いメーカーへのEC事業の総合支援を行っております。当社のこれまでの支援実績に基づき蓄積された各種データを基に、売上向上のためのノウハウや経験等の事業基盤を活かし、投資先企業の企業価値向上と、それによるリターン獲得、及び投資先企業とのシナジー創出を行うため、国内外におけるEC関連企業、D2C（※）を行う企業、その周辺事業への投資事業を開始いたします。当該事業の開始に際し、機動的な運営を確保しつつ、投資判断の厳格化を図ることを目的に「いつもキャピタル株式会社」を新しく設立いたしました。

※ Direct to Consumer の略称で、自社で企画・製造した商品を直接ユーザーに届けるビジネス契約のことをいいます。

２．子会社の概要

（1）	名称	いつもキャピタル株式会社	
（2）	所在地	東京都千代田区有楽町一丁目12番１号	
（3）	代表者の役職・氏名	代表取締役　坂本守（当社　代表取締役社長）	
（4）	事業内容	企業・ファンド等への投資及び投資先支援等	
（5）	資本金	50,000千円	
（6）	設立年月日	2021年４月９日	
（7）	出資比率	当社100%	
（8）	決算期	３月末	
（9）	上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	当社100%出資の子会社として設立
		人的関係	当社の代表取締役及び一部の取締役が、当該子会社の代表取締役及び取締役を兼任
		取引関係	当該会社と、今後業務委託契約及び事業における必要資金の貸付を行う予定

(多額な資金の借入)
当社は、2021年４月28日開催の取締役会決議に基づき、以下の借入を実行しました。

（1）	資金使途	運転資金等
（2）	借入先	株式会社みずほ銀行
（3）	借入金額	500,000千円
（4）	借入金利	基準等＋スプレッド
（5）	借入実行日	2021年４月30日
（6）	借入期間	５年
（7）	担保等の有無	無担保・無保証

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月13日

株式会社いつも
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　柳下　敏男　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西村　大司　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社いつもの2020年４月１日から2021年３月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月13日

株式会社いつも　監査等委員会

常勤監査等委員　有本康隆　㊞

監査等委員　佐藤義幸　㊞

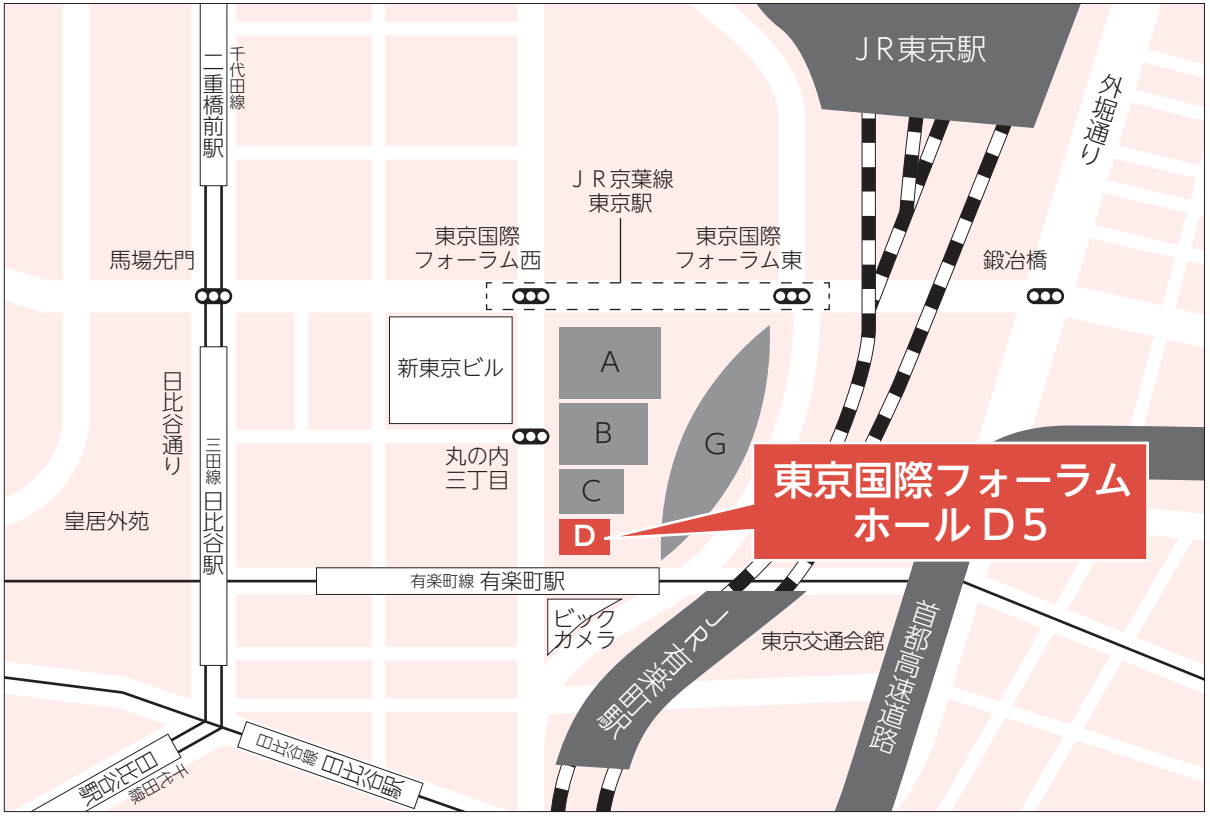
監査等委員　上山亨　㊞

（注）監査等委員有本康隆、佐藤義幸及び上山亨は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　東京国際フォーラム　ホールD
東京都千代田区丸の内三丁目５番１号
電　話　(03) 5221－9000



《交通》　ＪＲ線　有楽町駅国際フォーラム口より徒歩１分
東京駅丸の内南口より徒歩５分（京葉線東京駅とＢ１Ｆ地下コンコースにて連絡）
地下鉄　有楽町線：有楽町駅Ｄ５出口よりＢ１Ｆ地下コンコースにて連絡
千代田線：二重橋前駅より徒歩５分／日比谷駅より徒歩７分
丸ノ内線：銀座駅より徒歩５分
銀　座　線：銀座駅より徒歩７分／京橋駅より徒歩７分
三　田　線：日比谷駅より徒歩５分

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。